$\overline{}$
傍線
部
分
はな
改正
蔀
分
$\overline{}$

る登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添付して、その旨を教育――登記所、銀録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後一月以内に、これを証す――記載の財産三条―引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第一項第七号の財産目 第三条―引受	(削除)     3 第 I 項の       (略)     2 (略)       + (略)     + (略)	ない信託にあっては、引受け後二年間)の事業計画書及び収支予算書九、引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めが、 九、引受け三~八(略) ニ~八(略 二、信託行為の内容を示す書類 ニ・(略) (略)	ればならない。                                  を添えて、る者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなけ  を添えて、二条 法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとす 第二条 公益(引受けの許可の申請)    (引受けの(引受けの許可の申請)	、必要な事項を定めるものとする。	改 正 案
銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を教育委員注産の移転を受け、その移転を終わつた後一月以内に、これを証する5受けを許可された受託者は、速やかに前条第一項第七号の財産目録	の申請書及び添付書類は、副本を添えて提出しなければならない。)	け後二年の事業計画書及び収支予算書竹為	教育委員会に申請しなければならない。	の引受けの許可及び監督について、必要な事項を定めるものとする第六十二号)第六十六条に規定する公益信託(以下「公益信託」と会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する信託法(大正十令(平成四年政令第百六十二号)第一条第二項の規定により石川県の規則は、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に	現

委員会に報告しなければならない

## (事業計画書等の届出)

出なければならない。

・出なければならない。

・出なければならない。

・出なければならない。

・出なければならない。

・出い、翌年度の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を教育委員会に届けを 
・ のとする。以下同じ。)開第四条 
・受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎

## (事業計画書等の変更の届出)

員会に届け出なければならない。 の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委第五条 受託者は、第二条第一項第九号の事業計画書及び収支予算書又は前条

#### (事業報告)

一・二 (略)

#### (公告)

び財産の状況を公告しなければならない。(第七条)受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の事業及

# (信託の変更に係る書類の提出)

に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 第八条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、次

会に報告しなければならない。

### (事業計画書等の届出)

年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。 に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。) 開始前に、翌第四条 受託者は、年度 (信託行為に別段の定めがないときは、毎年四月一日

## (事業計画書等の変更の届出)

、この限りでない。

「一つでない。」

「一つでない。」

「一つでは、第八条の規定により、信託条項の変更であつ出なければならない。」

「一方の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく教育委員会に届け第五条 受託者は、第二条第一項第九号の事業計画書及び収支予算書又は前条

#### (事業報告)

い。 て、その年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならな第六条 受託者は、年度終了後三月以内に、その年度末現在の財産目録を添え

一・二(略)

#### (公告)

| を公告しなければならない。 | 第七条 受託者は、前条の報告をした後遅滞なく前年度の事業及び財産の状況

# (信託条項の変更の認可の申請手続)

て、教育委員会に申請しなければならない。の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えより、信託条項の変更について、信託行為の定めるところにより教育委員会次|第八条|受託者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情に

第九条 第十条 2 2 Ξ 四 ては、  $\equiv$ ればならない。 ときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなけ なければならない。 ては、同項各号の書類のほか、 ればならない。 ときは、 なければならない。 (信託の併合の許可の申請) (信託の変更の許可の申請) ことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類 別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっ 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっ (同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十一条第三項の 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表 信託の併合を必要とする事由を記載した書類 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をした 信託の変更をする根拠となる信託法 (平成十八年法律第百八号)の規定 信託の変更を必要とする事由を記載した書類 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表 信託の変更を必要とする事由を記載した書類 受託者は、 受託者は、 同項各号の書類のほか、 許可申請書に次に掲げる書類を添付して、 )を記載した書類 法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとする 法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとする 変更後の事業計画書及び収支予算書を添付し 変更後の事業計画書及び収支予算書を添付し 教育委員会に申請しなけ 2 場合は、 (新設) 中「引受け後」とあるのは、 九号までの書類を添付しなければならない。この場合において、 (新設) 前項の信託条項の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである 信託行為の新旧の比較対照表 信託条項の変更案及び変更の事由を記載した書類 前項各号の書類のほか、その変更に係る第二条第一項第七号から第 「信託条項変更後」と読み替えるものとする。 同項第九号

(受託者の辞任の許可の申請)	一 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類	なければならない。 するときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請し第十二条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようと (新規信託分割の許可の申請)	ことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をした の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類 の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類	なければならない。 するときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請し第十一条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようと (吸収信託分割の許可の申請)	あるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。
(受託者の辞任の許可の申請 <u>手続</u> )		(新設)		(新設)	

ならない。 は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければ第十三条 受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けようとするとき

- (略)
- 担債務の状況を記載した書類二(信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負)
- 三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

### (検査役の選任の申請)

類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。 規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の

- 一 選任を請求する事由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。 規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書第十五条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の は

- 一 (略)
- 一 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の申請)

て、教育委員会に申請しなければならない。 受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付し、という。) は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな第十六条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下「利害関係人

- 一 (略
- 一新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

請書に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならな第九条(受託者は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、許可申

ιį

- 一 (略)
- 財産及び収支の現況を記載した書類
- 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

Ξ

(新設)

(受託者の解任の申請手続

はハ。
・中請書に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならな事由により、教育委員会に対し受託者の解任を請求しようとするときは、第十条(委託者、その相続人又は信託管理人は、受託者の任務違反その他重要

ない。

(略)

二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新受託者の選任の申請手続)

げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。 | 育委員会に対し新受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲「利害関係人」という。)は、受託者が欠けることとなる場合において、教第十一条 委託者、その相続人、信託管理人又は運営委員会等の構成員(以下

- 一 (略)
- 一 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

ればならない。	許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。	「「「「「「」」」」」	三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類 おり信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類 掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。 掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類 (信託財産管理命令の申請)	担債務の状況を記載した書類四(信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負就任承諾書(新たな受託者となるべき者に係る第二条第一項第四号に掲げる書類及び
(新設)		(新設)	(新設)	四(財産及び収支の状況を記載した書類(承諾書)(一一)が登託者となるべき者に係る第二条第一項第四号に掲げる書類及び就任)(三)新受託者となるべき者に係る第二条第一項第四号に掲げる書類及び就任)(三)

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 担債務の状況を記載した書類
  「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負
- | 三|| 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。 この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の

(信託財産管理者等の解任の申請)

- 解任を請求する事由を記載した書類
- || 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- る。 | でであるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとすでででいて準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管規定の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の12。

(信託財産法人管理命令の申請)

げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、申請書に次に掲り信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下この条において「信託第二十一条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定によ

- 受託者の死亡の事実を記載した書類
- | 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新設)

(新設)

(新設)	同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選第二十五条 利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準用する(新たな信託管理人の選任の申請)
(新設)	二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 一 解任を請求する事由を記載した書類 一 の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付 して、教育委員会に申請しなければならない。 一 が行る書類を添付 の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付 して、教育委員会に申請しなければならない。 (信託管理人の解任の申請)
(新設)	三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 に信託管理人の選任に関する意見を記載した書類 に信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責 に 信託事務の処理の状況並びに信託財産により辞任の許可を受けよう は (信託管理人の辞任の許可の申請) に
·二 (略)	一・二 (略)
ばならない。 「はならない。 「はならない。 「はならない。 「はならない。 「はいでは、一次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなけれる。 「はいでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では はいい はいい はいい はいい はいい はい はいい はい はい はい はい	しなければならない。とするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しよう第二十二条 利害関係人は、信託法第百二十三条第四項又は同法第二百五(信託管理人の選任の申請)

2 第二十八条 受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなけれ 第二十七条 第二十六条 ない。  $\equiv$ ばならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿 のいずれかに該当するときは、遅滞なく、教育委員会に届け出なければなら び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、 部科学大臣に申請しなければならない。 を備えたときは、この限りでない。 任を請求しようとするときは、 (削除) 一~四(略) (諸届出 に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。 (信託の終了の申請) 〜七(略) (書類及び帳簿の備付け) (略) 担債務の状況を記載した書類 信託行為及びこれに附属する書類 残余財産の処分の見込みに関する書類 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負 信託の終了を請求する事由を記載した書類 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号に掲げる 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類 受託者は、第三条から第六条までに定めるもののほか、次の各号 委託者、受託者又は信託管理人は、 申請書に次に掲げる書類を添付して、 信託法第百六十五条第一項及 申請書に次 文 2 第十四条(受託者は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければ 2 第十三条 受託者は、第三条から第六条までに定めるもののほか、次の各号の ときは、この限りでない。 いずれかに該当するときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない ならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えた (新設) (諸届出) (書類及び帳簿の備付け等) 一~七(略) | ~四 (略) 前項第三号の書類は永年、 (略) 信託行為 同項第四号の書類及び帳簿は十年以上、 同項第

(業務の監督)

第二十九条 員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。 託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、その職 教育委員会は、 法第三条及び同法第四条第一項の規定により、受

- 2 を命ずることができる。 法第四条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分 教育委員会は、 前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、
- 3 又は運営委員会等の設置を命ずることができる。 | 項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、 教育委員会は、 公益信託の監督上必要があると認めるときは、 法第四条第

3

(略)

(削除)

六号の書類は一年以上保存しなければならない。

(業務の監督)

第十五条 り、受託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させることができ、また、 ಶ್ಠ その職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができ 教育委員会は、信託法第六十七条及び第六十九条第一項の規定によ

- 2 要な処分を命ずることができる。 信託法第六十九条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、
- ΙÝ 述べる機会を与えるものとする。 等の設置を命ずることができる。 教育委員会は、信託法第六十七条の規定により、 事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、 この場合において、 必要があると認めるとき 受託者に対して意見を 又は運営委員会

(略)

4

(受託者の信託財産の取得の許可の申請手続)

第十六条 員会に申請しなければならない。 しようとするときは、 受託者は、 やむを得ない事由により信託財産をその者の固有財産と 許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、 教育委

- 固有財産としようとする事由を記載した書類
- 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- 固有財産となるべきものの価格を証する書類

(残余財産処分の許可の申請手続等)

(削除)

第十七条 に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。 定めるところにより教育委員会の許可を受けようとするときは、 受託者は、信託の終了に伴う残余財産の処分について、 許可申請書 信託行為の

- 信託終了の事由を記載した書類
- 財産目録
- 残余財産の処分方法に関する書類

	三一残余財産の処分に関する書類二(信託の清算結了時における財産目録)支決算書
	信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収   に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。  2   清算受託者は、信託の清算が結了したときは、清算結了後一月以内に、次
(新設)	了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。第三十条 受託者は、信託が終了したときには、終了後一月以内に、信託の終(公益信託の終了の報告等)
可を申請した場合には、この限りでない。   の旨を教育委員会に報告しなければならない。ただし、前項の規定により許り   受託者は、信託が終了したときには、直ちに前項各号の書類を添えて、そ	